

平成六年政令第三百八号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護
に関する法律施行令
内閣は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第一条第一項から第三項まで、第四条第一項第四号、第十八条、第十九条及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。
(特定物質及び特定物質代替物質等)

第一条 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）。以下「法」という。第二条第一項の特定物質は、別表第一の中欄に掲げるとおりとする。

第二条 法第二条第二項の政令で定める物質は、別表第二の中欄に掲げるとおりとする。

第三条 法第二条第三項の特定物質等の種類は、特定物質については別表第一の上欄に、特定物質代替物質（法第二条第二項に規定する特定物質代替物質をいう。以下同じ。）については別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

第四条 法第二条第四項第一号の政令で定めるオゾン破壊係数は、別表第一の中欄に掲げる特定物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。（政令で定める一定数量以下の特定物質等）

第五条 法第二条第四項第二号の政令で定める地球温暖化係数は、別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。（政令で定める一定数量以下の特定物質等）

第六条 法第四条第一項の政令で定める一定数量以下の特定物質等は、次に掲げる特定物質等の種類の区分ごとに、当該区分に属する特定物質等の数量の合計が一規制年度につき一千ログラム以下の当該区分に属する特定物質等とする。

一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書CのグループI

二 議定書附属書FのグループI及びグループII

（法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質等は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げるとおりとする。

第八条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第一項の登録を受けた臭化メチルの製造業者が、当該登録に係る検疫用臭化メチルくん蒸剤の容器に貨物の輸出入に際して行う検疫以外の用途に使用してはならない旨の表示をして、これを他の者に売り渡す場合とする。（農林水産大臣との協議を要する特定物質）

第五条 法第二十八条の二第一項第一号の政令で定める特定物質は、臭化メチルとする。

附 則 ○七号

（施行期日）

1 この政令は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成六年九月三十日）から施行する。（農林水産大臣との協議を要する特定物質）

（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の廃止）

2 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第一項ただし書の数量を定める政令（昭和六十三年政令第三百三十七号）は、廃止する。（法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途に関する暫定措置）

3 平成三十三年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは、「別表第一の」の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは、「同一条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは、「同表の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一・トリクロロエタ

ン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタンについては試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる

効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験ための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）とする。

附 則 ○七号

（施行期日）

1 この政令は、平成四年十一月二十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書改正発効日」という。）から施行する。ただし、附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 ○九号

（経過措置）

1 この政令は、平成四年十一月二十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書改正発効日」という。）から施行する。ただし、附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 ○九号

（施行期日）

1 この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 ○九号

（経過措置）

1 この政令は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 ○九号

（施行期日）

1 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 ○九号

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年十二月三日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

I	一 書 A の グ ル ー プ ロ メ タ ン （ 二 二 ） ジ ク ロ ロ ジ フ ル オ ロ メ タ ン （ 別 名 C F C — 二 二 ）	議定書附属 (一) トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	特定物質の種類 別表第一（第一条関係）	特定物質 （施行期日）	1 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。 (罰則に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
					1 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。
					1 この政令は、公布の日から施行する。
					1 この政令は、公布の日から施行する。

八 臭化メチル	別表第三(第三条関係)									
	別表第一の(二) 掲げる特定物質に 中の欄に									
八 臭化メチル										
(一) 検疫	(一) 貨物の輸出入に際して行 う検疫	(一) 試験研究	(一) 分析	(一) 試験研究						
(二) 大気中の臭化メチルの濃 度又は物品若しくは植物に混入 し、若しくは付着している臭化 メチルの量の測定										
(三) 計量器の校正	(三) の測定に用いる計量									

(四) 試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）